

難病をお持ちの方への就職支援 ～難病患者就職サポーターの活動と課題～

2016.3.21

難病のある人の福祉サービス活用による
就労支援 シンポジウム・札幌

ハローワーク札幌

難病患者就職サポーター 浅川身奈栄

難病患者への社会的支援

2013年4月

* 障害者総合支援法に難病(130疾患)が加わった

2015年1月

* 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)

2015年7月

* 医療費助成 56(北海道61)→110(1月)→306疾患

* 障害福祉サービス(発難金)対象 130→332疾患へ

3 難病をお持ちの方が利用できる 就労支援施策

- (1)ハローワークにおける職業相談・職業紹介
みどりのコーナーにて障害者求職登録
難病患者就職サポーターによる相談支援
- (2)障害者トライアル雇用事業
- (3)職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業
- (4)障害者就業・生活支援センター事業
(道内11か所、全国323か所)
- (5)「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
(発難金)」⇒難病患者を雇い入れた雇用主が利用できる

4 難病患者就職サポーター

難病患者の就労支援のために

* 2013年4月以降、全国15か所に配置

北海道・岩手・埼玉・東京・神奈川・福井・長野・

岐阜・静岡・愛知・大阪・兵庫・岡山・福岡・熊本

* 北海道ではハローワーク札幌に配置(2013.7~)

月10日間の相談業務、

北海道難病センターにて週1回の出張相談

* 2015年4月～全国47都道府県に配置

月15日間の相談業務(10都道府県)

→北海道では、2016年4月から1名増員され、札幌北所にも
サポーターが月10日間配置されることに！

5 初回相談時にお聞きする事

- * 病気の状況～現在の体調、治療・通院状況
- * 家族・経済状況
- * 障害者手帳・障害年金の有無
- * 職歴・スキル、希望職種

★どの程度の賃金が必要か、どの様な働き方を希望しているか⇒職種・就業形態の検討へ。
また、必要に応じてパソコンスキル等の支援訓練への誘導。

6 難病をお持ちの方が利用できる求人

* 一般求人

* 障害者対象求人

従業員50人に対し1人(2%)の雇用義務

* 就労継続支援A型事業所の求人

障害福祉サービス利用者

障害福祉サービス～就労支援

◆「障害福祉サービス受給者証」

⇒居住地の市区町村の福祉課で申請

①就労継続支援A型事業所の利用

最低賃金が保障され、事業主と雇用契約が結ばれる
「フルタイム勤務には自信がないけれど、働きたい」

1日4時間、週5日のパートタイムが中心

デスクワーク、軽作業中心

②就労継続支援B型事業所の利用

65歳以上の方も利用可能

③就労移行支援事業所の利用

パソコンスキル、コミュニケーションスキルなど

A型利用を選択する際の留意点

①利用料負担が発生する場合がある。

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 0円

市町村民税課税世帯 9,300円

(所得割16万円未満、収入が概ね600万円以下の世帯の場合)

前年度一定以上の所得があった場合や、配偶者に収入がある場合は利用料を負担しなければならない。

②通勤手当のない事業所が多い。

相談状況

◆相談者数、相談件数

◆就労状況

*一般就労

*A型事業所

相談の多い疾患

潰瘍性大腸炎、クローン病、
多発性硬化症、パーキンソン病、
全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、
重症筋無力症、後縦靭帯骨化症、
ベーチェット病、強皮症、
下垂体機能低下症、もやもや病、
シェーグレン症候群、突発性難聴、
サルコイドーシス、等々

就労先として

*デスクワークが多いが、販売・営業・介護・作業系なども。

<A型事業所>

パソコン関係(HP作成、データ入力、通信販売等)、一般事務、コーヒー焙煎、A型事業所スタッフ、手工芸品作成、商店のパックヤード、クリーニング、介護補助など

<一般就労>

事務:一般、医療、介護、労務・総務、コールセンター
販売:コンビニ、デパート、スーパー、パン屋

研究:食品会社、水質調査

作業:菓子製造、金属加工、バス運転手、調理師

営業:福祉機器、不動産

医療・福祉:看護師、介護士、生活支援員(B型事業所)など

求職の際のオープンorクローズ

- 病気の悪化を防ぐためにも職場での配慮を求め、難病をオープンにした上で就労を勧めている。

→雇用主が「発難金」を使える可能性が生じる。

- 通院配慮などがあまり必要でない方や、「これまでうまくいかなかったのは難病のせいではないだろうか」と考え、クローズでの応募を希望する方もおられる。

13 難病患者に対する周囲の支援

* 疾患への理解

どんな症状があるか？（調子の良い時・悪い時）
調子の悪い時には、どんな配慮が必要か？

* 通院・服薬への配慮

月1回1日（半日）休みが必要、規則正しい服薬など

* 業務上の配慮

体調に合わせて柔軟に仕事を加減できる、座ってできる、まめに休憩が取れる、トイレに行きやすい、横になって休憩が取れる、力仕事・頻回な移動等の軽減、残業がない、規則正しい勤務、など

14 在職中の場合

* 難病だけでは障害者雇用枠のカウントにならない。

* 「発難金」はこれから雇用する事業主のための制度。
→在職中では支給対象にならない。

* 「障害者職場復帰支援助成金」（2015年4月新設）

難病等で3か月以上休職した方の復職支援策を講じた雇用主が使える助成金

* やむなく退職になった場合、雇用保険の給付日数の上乗せがない。

→障害者（手帳あり）等の場合は、1年未満150日、1年以上300～360日の給付を受けられる。

15 相談業務の経験と課題

- ・障害者手帳申請について…6級認定可能かどうか？
- ・障害者手帳をお持ちの方…障害者対象求人への応募、求人開拓担当相談員との連携
- ・手帳がなくても障害者対象求人に応募できるケース…雇用義務が発生していない事業所求人への応募が可能
- ・難病を複数お持ちの方、難病と精神疾患等をお持ちの方への支援について…より丁寧なカウンセリング
- ・障害福祉サービスの対象になっていない難病をお持ちの方への支援
- ・難病＝障害者とは見られたくないという方への支援

16 「難病と付き合いながらも社会参加（就労）できる環境を！」

- ・難病が慢性疾患化し、病気が完治しなくても、病状を安定させたり、症状を抑える治療法が開発・普及してきたことで、就労が可能になってきた。
- ・就労により、自己の能力を発揮、生きがいを持つて生活、賃金を得て経済的にも自立、病気の状態改善にもつながる。
→個人の幸せのためにも重要
さらには社会の発展のためにも重要